

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「センター」という。）が、別に定める公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づいて実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(適合証明業務の申請手数料)

第 2 条 建築物に関する適合証明業務に係る手数料の額は、別添のとおりとする。

(納入すべき手数料の額)

第 3 条 この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める手数料が適当ではないとセンターが判断した場合には、センターと申請者の協議により定める額とする。

平成25年4月1日改定
平成31年4月1日改定

適合証明業務手数料

I. 新築住宅

1. 戸建住宅の一戸あたりの検査料（当センター確認物件に限る）

		設計検査料	中間検査料	竣工検査料
耐震性基準	単独申請	50,000	15,000	15,000
	同時申請	40,000	15,000	15,000
上記以外	単独申請	32,000	10,000	10,000
	同時申請	12,000	10,000	10,000

※設計検査の金利Bプランバリアフリー性、耐久可変性の検査はそれぞれ10,000円加算。

同プラン省エネルギー性の評価を評価方法基準第5の5-1の性能基準（以下“計算”という）で行っている場合は15,000円加算、評価5-1と5-2の計算並びに金利Aプラン検査は20,000円加算。

※中間・竣工検査において省エネ性、バリアフリー性、耐久可変性については、それぞれ5,000円加算

※単独申請：当センターで建築基準法による確認後で現場検査前に、追加申請がされた場合をいう。

※竣工済特例については、別途協議の上料金を決定する。

※上記の検査料合計額に消費税を加算する。

2. 共同住宅の一戸あたりの検査料

（基本料金 設計10,000円 竣工 5,000円それぞれに加算する額）

設計審査	2,500円/戸
竣工検査	5,000円/戸

※上記の検査料合計額に消費税を加算する。

II. 支払方法等

現金または、口座振込み

設計検査申請時に竣工検査料まで一括支払いとする。

口座振込みの場合は、振込みを確認してから、合格証等を交付する。